

青森県企業立地推進基金条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県企業立地推進基金条例

(設置)

第一条 県が所有する工業用地の維持管理及び分譲に要する経費その他本県における企業の立地を推進するための事業に要する経費の財源に充てるため、青森県企業立地推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、県が所有する工業用地の維持管理及び分譲に要する経費その他本県における企業の立地を推進するための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 基金は、第五条に定めるもののほか、青森県新産業都市建設事業団の解散に伴う事務に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和三年二月二十八日まで」の下に「又は同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森空港条例附則第四項の規定は、令和三年四月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円